

別紙 1

介護老人保健施設「つつじの郷」 重要事項説明書

(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 つつじの郷
・開設年月日	平成 17 年 3 月 1 日
・所在地	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦 109 番地 1
・電話番号	0956-73-2004
・FAX 番号	0956-73-2022
・管理者名	後藤 尚
・介護保険指定番号	4251580025

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所していただきます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設 つつじの郷 の運営規程】

(基本方針)

施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1 名	1 名	入所者の保健衛生及び医療に関する業務
看 護 職 員	7 名	2 名	医師の指示により入所者の保健衛生及び医療に関する業務
介 護 職 員	18 名	4 名	入所者の介護業務
支 援 相 談 員	2 名	1 名	入所者の生活指導及び相談業務（兼務）
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士		5 名 2 名	医師の指示により、入所者の機能回復に関する業務
管 理 栄 養 士	1 名		入所者の栄養管理業務
介護支援専門員	2 名	1 名	施設サービス計画の作成に関する業務（兼務）

（４）入所定員等 ・定員 55名

（ユニット定員）

けやき通り 11名

たんぼぼ通り 1丁目 11名

たんぼぼ通り 2丁目 11名

すずらん通り 1丁目 11名

すずらん通り 2丁目 11名

・療養室 全室 個室（ユニットケア）

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供（選択メニュー）
- ⑩ 料理・美容サービス
- ⑪ 行政手続き代行
- ⑫ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 利用料金

別紙 利用者負担説明書「介護老人保健施設つつじの郷」記載の料金

お支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、老人保健施設「つつじの郷」事務室でのお支払い、又は金融機関での振り込み、口座振替となります。ご希望の方法をご相談ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

【協力医療機関】

<名称> 青洲会病院 <住所> 平戸市田平町山内免612-4

【協力歯科医療機関】

<名称> 山部歯科医院 <住所> 佐世保市江迎町長坂180の9

5. 施設利用に当たっての留意事項

(面 会)

家族等の面会時間は、午後9時までとなっています。

来訪された時は必ずその都度面会者名簿に来訪者全員の名前を記入してください。

(面会者名簿は事務室にあります。)

(外出・外泊)

入所者が外出・外泊の際は必ず職員に申し出、外泊伝票に必要事項を記入してください。(1ヶ月に6日が限度です。ご相談ください。)

(飲酒・喫煙・火気の取り扱い)

- ① 飲酒は特別な場合は許可することがあります。その時は、職員にご相談ください。
- ② 喫煙は指定された場所でのみ許可します。マッチ・ライター等の居室への持ち込みはしないでください。火の取り扱いには火災が発生しないように十分注意してください。

(設備・備品の利用)

施設内の居室や設備、器具を本来の用法に従って利用してください。これに反した

利用により破損等が生じた場合には、弁償をもとめる場合があります。

(所持品・備品の持ち込み)

- ① 持ち物には、すべて名前を記入してください。
- ② 備品の持ち込みは、可能な範囲で許可いたします。持ち込まれる場合は、許可を得て個人で管理してください。破損・紛失等について当施設では、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

(金銭・貴重品の管理)

- ① 貴重品及び3000円以上の現金は持たないでください。尚、紛失されても当施設としては責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ② 他入所者・職員に対する金銭の授受・営利行為は行わないでください。

(外泊時等の施設外での受診について)

施設には医師が常勤しているため、入所中のかかりつけの医師であっても他の医療機関には受診できません。外泊時等に受診を希望する場合は当施設にご相談ください。(無断で受診されますと、医療費が全額実費でのお支払いになりますので、予めご了承ください。)

(宗教・政治活動)

施設内で他の入所者へ迷惑がかかる活動は一切禁止いたします。

(ペットの持ち込み)

施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

(その他の留意事項)

騒音等、他の入所者の迷惑になる行為は行わないように注意してください。また、許可なく他の入所者の居室等に立ち入らないでください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・消火栓・火災通報装置
避難器具
- ・防災訓練 年2回

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。もしくは、下記外部苦情相談窓口までお申し込みください。

苦情解決責任者 施設長 後藤 尚

苦情受付窓口 支援相談員 峯野 祐子 山口 麻由美 福田 由布子

(外部苦情相談窓口)

第三者委員 地域代表 松田 律子氏

長崎県国民健康保険団体連合会 0 9 5 - 8 2 6 - 1 5 9 9

長崎県運営適正化委員会 0 9 5 - 8 4 2 - 6 4 1 0

佐世保市長寿社会課 0 9 5 6 - 2 4 - 1 1 1 1